

城陽市文化芸術振興計画

(後期)

~市民の健やかなこころ、豊かな文化をはぐくむまち~



城 陽 市

はじめに



私たちのまち城陽は、日本文化の中心である京都から五里、奈良から五里の、ちょうど中間に位置し、古くから「五里五里の里」と呼ばれ、豊かな歴史と文化をはぐくんできました。先人の弛まぬ努力と研鑚により受け継がれてきた文化を継承し、また新しい文化芸術を創造していかなければなりません。

本市では、「文化の香り高いまちづくり」をめざし、文化芸術活動の振興施策を掲げた『城陽市文化芸術の振興に関する条例』を平成17年に制定しました。また、文化芸術振興の基本的な視点や方向性を明らかにし、取り組むべき具体的な施策を示した『城陽市文化芸術振興計画』を平成19年に策定いたしました。

この『城陽市文化芸術振興計画』では、市民が生涯にわたって文化を享受し、健康で幸福と生きる喜びを感じながら暮らしていけるまちとなるよう、基本理念を『市民の健やかなこころ、豊かな文化をはぐくむまち』とし、3つの基本目標、13の基本施策を掲げています。

平成19年度から平成28年度までの10年間とする計画期間の5年が経過し、これまでの成果と課題を踏まえ、このたび、計画の中間見直しを行いました。施策目標ごとに取り組むべき内容を整理し、市の課題や今後の重点施策などを取り入れた計画となっています。

地域の文化芸術活動を活発にして「文化力」を高め、市民一人ひとりが人間らしい 感性の豊かさを実感できるまちづくりを実現するため、今後も「文化の香り高いまち づくり」を目指し、施策の積極的な推進に取り組んでまいりますので、今後ともご理 解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

平成24年(2012年)12月

城陽市長 橋本 昭男

~ 目 次 ~

			第	1編 総論	
第	1	章	計	├画の策定にあたって1	1
			1	計画策定の背景と趣旨	
			2	計画の性格と意義	
			3	計画の位置づけと期間	
第	2	章	坂	は陽市の現状	4
			1	人口	
			2	市民の意識	
第	3	章	1	├画の基本的な考え方	ô
			1	基本理念	
			2	基本目標	
			3	基本施策	
			4	施策体系	
第	4	章	計	├画の推進にあたって12	2
			1	市民参画による計画策定	
			2		
			3	計画の進行管理	
		1	第 2	2編 施策の展開	
笙	1	音	ゼ	て化的な生活環境の整備・創出14	4
713	•	_	1		•
			2	地場産業・観光事業との連携	
			3	伝統的文化の保存、伝承及び活用	
			4		
第	2	章	市	ī民文化の創造と交流25	5
			1	既存の文化芸術活動の場の充実	
			2	文化団体などの育成、連携及び協力	
			3	文化芸術の創造及び発展	
			4	文化芸術活動の情報提供	
			5	文化芸術に係る国際・国内交流	
第	3	章	地	g域における文化芸術活動の振興34	4
			1	市民による文化芸術活動の促進	
			2	子ども及び青少年の文化芸術活動の促進	
			3		
			4	高齢者及び障がいのある人の文化芸術活動の促進	
			資	料編•目次	

第1編

総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

文化芸術は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎを与え、人間性を豊かにし、創造力を高めます。文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは 人々の変わらない願いです。

京都・奈良の中間点として栄え、豊かな文化をはぐくんできた本市は、古 くから「五里五里の里」として親しまれてきました。さらには文化遺産も多 く、日々の暮らしの中に文化や伝統が息づいています。

国においては、平成 13 年(2001 年)12 月に「文化芸術振興基本法」が制定され、国民の文化芸術の振興に関する総合的な施策を推進するための指針が明らかにされるとともに、地方公共団体の文化施策における役割・責務が明文化されました。また、文化には人々に元気を与え地域社会全体を活性化させて魅力ある社会作りを推進する力があり、これを「文化力」と呼んでその充実を推進しています。

本市では、「城陽市文化芸術の振興に関する条例」を平成 17 年(2005年)12月28日に制定しました(平成 18年(2006年)4月1日施行)。この条例では、これまで培われてきた文化や伝統を継承し、発展させるとともに、個性が輝き、魅力に富んだ、いきいきと心豊かに暮らせるやすらぎと活力に満ちた文化の香り高いまちづくりをめざしています。

さらに、既存の文化芸術に関する施策及び本市の地域の特性を踏まえ、市 民の文化芸術活動に役立つ総合的かつ体系的な施策の推進を図るため、「城 陽市文化芸術振興計画」を策定します。

2 計画の性格と意義

「文化」とは、たいへん抽象的な言葉であるとともに多様で幅広い概念を持っています。それは「自然」とのかかわりあいの中で、およそ人間のいとなみによって生み出されるもの(精神・行動・制度など)全般を指すと考えられます。

「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第2次基本方針)」(平成 19年 (2007年)2月閣議決定)においては、『文化は、最も広くとらえると、人間が自然とのかかわりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活にかかわる総体を意味する』と定義しています。

さらに、文化の中核をなすものは、芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、 生活文化、国民娯楽、出版物、文化財などの文化芸術であり、これらは、す べての人がゆとりと潤いのある、心豊かな生活を実現していく上で必要不可 欠なものであると定めています。

以上のことを踏まえて、市民一人ひとりが心豊かな生活を実現していくために、個人、団体、行政など、それぞれが自ら文化芸術の担い手であることを認識し行動できるよう、相互に連携協力して、社会全体で文化芸術の振興を図っていく必要があるところから、本計画を策定することとします。

3 計画の位置づけと期間

本計画は、平成 19年(2007年)3月策定の「第3次城陽市総合計画(平成 19年度(2007年度)~平成 28年度(2016年度))」を上位計画とし、その教育分野の展望である『心がふれあうまちづくり』の実現をめざします。また、「城陽市次世代育成支援推進事業行動計画」などの関連計画との整合を図ることとします。

計画期間については、「第3次城陽市総合計画」と同じく、平成 19 年度 (2007年度)から平成 28年度(2016年度)までの 10年間とします。

なお、平成 24 年度(2012 年度)から平成 28 年度(2016 年度)までの5年間を計画期間とする後期基本計画を、平成 24 年3月に策定したことに伴い、平成 24 年度(2012 年度)に中間見直しを行うものです。

策定:平成 19年(2007年)3月 | 見直し:平成 25年(2013年)1月

計画対象期間:平成 19 年度(2007 年度)~平成 28 年度(2016 年度)

【本計画及び上位計画の対象期間】

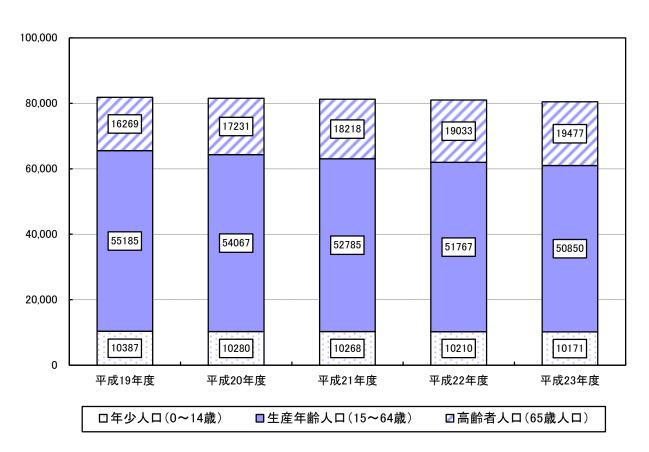


第2章 城陽市の現状

1 人口

本市における人口は、概ね減少傾向にあります。年代別(年齢3区分別)にみると、生産年齢人口(15~64歳)が減少しており、高齢者人口(65歳以上)の増加が大きくなっています。また、年少人口(0~14歳)においては、微減傾向を示しています。

【年齢3区分別人口の推移】



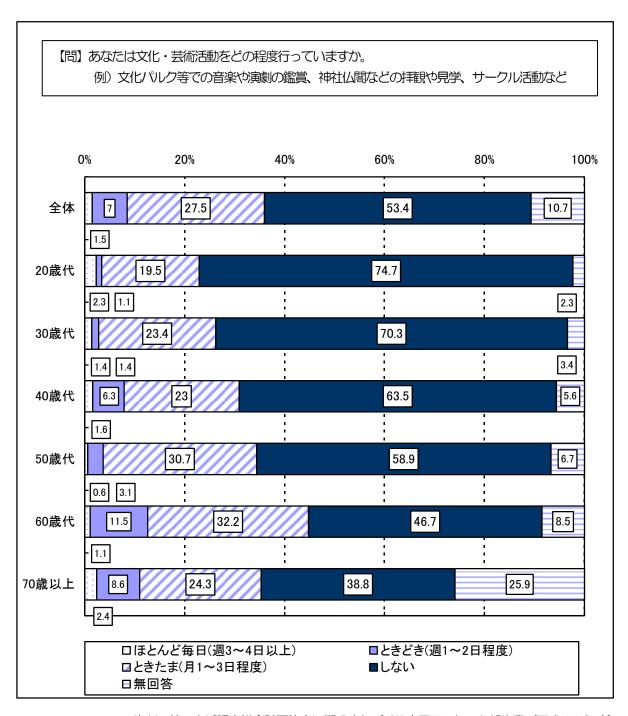
各年4月1日現在

資料:住民基本台帳人口及び外国人登録人口

2 市民の意識

①文化芸術活動に取り組んでいる市民の割合

全体では、「しない」と回答した人が53.4%で最も多く、次いで「ときたま」が27.5%となっています。



資料:第3次城場市総合計画策定に係るまちづくり市民アンケート報告書(平成22年度)

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

『市民の健やかなこころ、豊かな文化をはぐくむまち』

現代社会では、科学技術の発展や利便性の追求によって、ものが豊かになり、都市化が進展してきました。こうした物資や機能面の充足とは裏腹に、心の豊かさ、安らぎや潤いといった生活の質に関わる面についてはとかくなおざりにされてきているように思われます。

このような中において『市民の健やかなこころ』をはぐくんでいくために、 人間の感性や資質を高める文化芸術の役割は、今日ますますその重要性を増 してきています。

本市は文化芸術を一層充実していくために『豊かな文化をはぐくむ』ことを理念として掲げます。そして、市民の生活環境における文化的景観を創造していくことや伝統的な文化を守っていくとともに、市民の創造的な文化芸術活動を支援していくこと、地域の文化芸術活動の振興を図っていくことが必要であると考えます。

『まち』は、都市化の進展とともに姿を変えつつあります。そうした中、 文化芸術の振興を図ることによって、地域社会に再び活力が与えられ、地域 のアイデンティティ(地域の文化的特色や共生意識など)を高めつつ、良好 なコミュニティ(地域社会・共同体)が形成されるものと考えられます。

本計画では、第3次城陽市総合計画分野別展望における基本施策のひとつである「文化芸術を振興する」にあたって、文化芸術活動を行う市民一人ひとりの自主性、創造性を尊重するとともに、市民が生涯にわたって文化を享受し、健康で生きる喜びを感じながら暮らしていけるまちとなるよう、基本理念を『市民の健やかなこころ、豊かな文化をはぐくむまち』とします。

2 基本目標

基本理念を実現するための基本目標として、次の3項目を掲げます。

- I 文化的な生活環境の整備・創出
- Ⅱ 市民文化の創造と交流
- Ⅲ 地域における文化芸術活動の振興

なお、本計画は「城陽市第3次総合計画」に基づいて策定されることから、 その基本計画「主な施策の展開」に掲げられた『(1)文化芸術活動の推進』、 『(2)文化芸術の拠点における事業の充実』、『(3)市民および文化芸術活 動団体への活動支援』を積極的かつ円滑に実施できるよう整合性を図りなが ら、本計画の基本目標の達成をめざします。

◆ 基本目標 I 文化的な生活環境の整備・創出 ◆

- 文化の香り高い生活をおくるために、市民一人ひとりの手で文化的な生活をはぐくむ環境を創り出すことができるよう、環境の整備に努めます。
- 木津川の豊かな水と南山城地域の美しい景観に恵まれてきた本市は、その自然環境とともに、歴史・伝統を背景に継承されてきた文化的な景観を保全し、後世に伝えていくことをめざします。
- 古くから「五里五里の里」と呼ばれてきた本市は、政治・文化・経済(交通)の上で大きな役割を果たし栄えてきました。地場産業に関しては、金銀糸や地下水を利用した花き栽培が盛んに行われてきています。また、特産物も、茶、梅、サツマイモ、イチジクなどがあり、これらの振興や観光事業などを文化施策の中に活かしていくことをめざします。
- 本市の伝統的文化は、長い歴史と風土の中ではぐくまれ、守り伝えられてきた市民共有の財産です。このことを踏まえ、将来にわたって確実に保存・継承し、発展させることをめざします。

○ 本市には、森山遺跡や正道官衙遺跡などの国指定史跡をはじめとする文 化遺産が数多く継承されています。これらは、恒久的な保存に努めるこ とはもちろん、地域の特色を活かした活用を進めます。

◆ 基本目標Ⅱ 市民文化の創造と交流 ◆

- 文化の担い手は市民であり、だれもが平等に文化を享受し、文化活動に参加し、文化創造を行う権利を持つという「文化芸術振興基本法」の基本的な認識に基づいて文化施策を推進する必要があります。また、文化の香り高いまちづくりは、行政の力だけでは不可能なことから、市民や文化団体などと協働し、理念と目標を共有することをめざします。
- 文化団体などの自主的な活動が一層の活性化につながるよう、文化活動 団体の育成を図るとともに、市民が身近な所で文化芸術活動に接する機 会の拡充と創造的な活動を展開できる環境の整備に努めます。
- 四季折々に行われる年中行事や、生涯学習などを目的として行われる様々な文化活動やイベントなどの文化情報を収集するとともに、市民がいつでもどこでも気軽にその情報を得ることができるよう、その情報発信に努めます。また、文化情報の流れが停滞しないよう、行政、文化団体、教育機関、企業などが情報の共有化を図れるようなネットワークを構築し、連携を強化することをめざします。
- 地域に根ざした文化は、歴史的にみれば、周囲の文化と交流することで、 それぞれの文化に深みと奥行きをもたらしてきました。様々な地域間の 交流の機会を通じて新たな文化創造へと発展するよう努めます。
- 国際的な文化交流は、国、民族、言語の違いを超えて相互理解を深め、 尊重しあう土壌を形成することで、心豊かな人間性を醸成し、世界の平 和を築く上での礎ともなることから、今後も国際交流の促進に努めます。
- 世代、ジャンルの異なる文化活動者・団体など、文化を通じて人と人と の相互交流を進めます。

◆ 基本目標Ⅲ 地域における文化芸術活動の振興 ◆

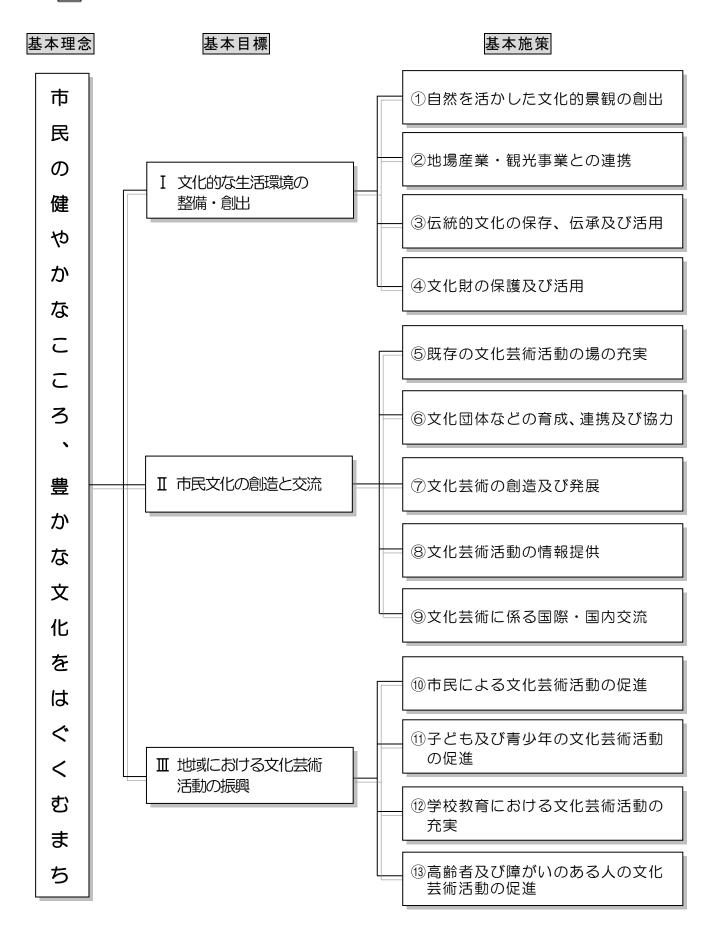
- 高齢の人から幼児に至るまで、市民一人ひとりが多彩ですぐれた文化芸術活動やその作品と身近に接することは、心にゆとりや潤いを与えて生活(人生)を実り多いものにします。また、それは豊かな人間性や多様な個性をはぐくむ上で大きな役割を果たすことから、文化芸術鑑賞などの機会の充実に努めます。
- 青少年が、伝統文化に対する関心や理解を深めることは、豊かな人間性 や国際社会に生きる日本人としての意識を醸成する上でも大切です。こ のことを踏まえ、伝統文化の普及・継承に努めます。
- 学校教育において文化芸術活動の充実が図れるよう、文化芸術に関する 体験学習などの充実、芸術家や文化芸術団体による学校への支援を拡充 します。
- 文化芸術の活動範囲などが制約されがちな高齢の人や障がいのある人などが、文化を創造し享受する機会が妨げられることのないよう、ユニバーサルデザイン(すべての人が利用しやすい環境)の視点に立って、文化施策を展開します。

3 基本施策

基本目標を達成するため、城陽市文化芸術の振興に関する条例(平成17年城陽市条例第25号)第7条の規定に基づき、次の13項目の施策を掲げ実現をめざします。なお、基本施策の詳細については、第2編「施策の展開」において記載します。

- ① 自然を活かした文化的景観の創出
- ② 地場産業・観光事業との連携
- ③ 伝統的文化の保存、伝承及び活用
- ④ 文化財の保護及び活用
- ⑤ 既存の文化芸術活動の場の充実
- ⑥ 文化団体などの育成、連携及び協力
- ⑦ 文化芸術の創造及び発展
- ⑧ 文化芸術活動の情報提供
- ⑨ 文化芸術に係る国際・国内交流
- ⑪ 市民による文化芸術活動の促進
- ⑪ 子ども及び青少年の文化芸術活動の促進
- ⑫ 学校教育における文化芸術活動の充実
- ⑬ 高齢者及び障がいのある人の文化芸術活動の促進

4 施策体系



第4章 計画の推進にあたって

1 市民参画による計画策定

本計画の策定にあたっては、知識経験者、教育の専門家、文化団体の代表、一般公募の委員から構成される「城陽市文化芸術推進会議」において、幅広い観点から各関係団体や市民の意見を取り入れ、それぞれの分野について専門的な視点から集中的に審議を行いました。

一方、庁内では「城陽市文化芸術振興計画庁内推進会議」を設置し、関係 課との調整及び基本施策などの協議を図ってきました。

さらに、計画素案の作成後において、市民の意見(パブリックコメント) を広く募集するなど、開かれた計画策定体制で取り組みました。

2 各主体の役割

本計画を推進するにあたっては、行政のみならず、市民、地域団体、文化 団体、芸術家、企業など、文化芸術に関わる様々な主体が、それぞれの立場 から、自ら果たすことができる役割に積極的に取り組んでいかなくてはなり ません。

また、市は、多様な主体と連携・協働し、長期的な展望のもとに市の持てる力を結集して各事業に取り組んでいきます。

〇 市の役割

- ・ 市は、基本理念に基づき、市民が文化芸術活動を行うことができる よう文化芸術の振興を図るための施策を推進します。
- ・ 市は、文化芸術の振興を図るため、必要な財政上の措置を講じるよう努めます。
- ・ 市は、文化芸術の振興に関し、功績のあったものに対し表彰を行います。

〇 市民の役割

市民は、文化芸術の担い手として自主的かつ創造的に文化芸術活動を展開するとともに、その活動を互いに理解し、支援するよう努める必要があります。

〇 文化団体などの役割

文化団体などは、地域社会の担い手として文化芸術活動を展開・促進させるとともに、市民の活動への協力に努める必要があります。

〇 各主体の協働

市、市民及び文化団体などは、文化芸術活動において、それぞれの 役割を果たすため協働していく必要があります。

〇 城陽市文化芸術推進会議

城陽市文化芸術推進会議は、市における文化芸術の推進に関する調査審議を行うとともに、市、市民及び文化団体などが担う文化芸術の推進に関する事項について市長に意見を述べることができます。

3 計画の進行管理

本計画の実施にあたっては、目標達成に向けて計画的に取り組むことが求められることから、幅広い視点に立った進行管理が必要となります。本計画においては、策定の審議にあたった「城陽市文化芸術推進会議」が、今後も文化芸術に関わる施策などの進捗状況について市事務局より報告を受け、検討していきます。

第2編 施策の展開

第1章 文化的な生活環境の整備・創出

市の自然と歴史などの地域特性を活かした景観の整備や伝統文化の保存を図り、先人が築いてきた文化的な生活環境を継承・発展させるとともに、地場産業や観光事業との連携を進めて地域の活性化を図り、文化をはぐくむ環境づくりに努めます。

1 自然を活かした文化的景観の創出

人の生活は住環境の上に成り立っており、同時に、それは自然の影響下にあるといえます。したがって、豊かな自然や美しい景観、温暖な気候の恵みが人間性の醸成、ひいては文化の形成に及ぼす影響は決して小さくありません。

平成4年(1992年)の世界遺産委員会で、人間のいとなみと自然との結合の所産として「文化的景観」という考え方が導入されました。また、わが国でも平成17年(2005年)4月より文化財保護法が一部改正され、新たに「文化的景観」が加わることになりました。

本市には歴史的な遺産が多く点在しており、それらを結ぶ「緑と歴史の散歩道」、木津川右岸堤の水辺空間を公共スペースとして整備した「緑と水辺のやすらぎ回廊」、また、水度参道の貴重な樹木帯の保全を図り、散策や憩いの場となるように整備した「城陽市緑の象徴軸散歩道」及び青谷川の支流で自然が保全されている「鴨谷の滝」(京都の自然200選)などの美しい景観と生きものや植生などにふれあい、自然を学ぶことができるよう、市民と一体となって整備・保全に努め、自然や先人の残した文化的景観を守ります。

京都の自然200選

水生動物(イタセンパラ、スッポン等)の生育する木津川右岸域

鴨谷の滝

水度神社と参道の松並木

上津屋(こうづや)の渡し跡(上津屋橋周辺)

城陽市、八幡市、久御山町

文化的景観

(京都府の良好な文化的環境についての報告(京都府文化的景観検討委員会による))

農林水産業に係る景観地

- ・木津川流域の島畑 (農林水産に関する文化的景観の保護に関する 調査研究(報告)第2次調査の対象(I-2 畑地景観その2/文 化庁による))
 - ・青谷の梅林 (農林水産に関する文化的景観の保護に関する調査研究(報告)第2次調査の対象(I-2 畑地景観その1/文化庁による))

商業・交通に係る景観地

・旧奈良街道の町並み景観(城陽市、井手町、山城町(現木津川市)、 木津町(現木津川市))

【鴨谷の滝】



〈〈主要関連施策〉〉

◇ 名木・古木の保全について

市民が、緑と親しみ、緑の大切さを実感できる一つの象徴として、地域の緑化のシンボルである名木・古木について、樹木管理者などが末長く保全・育成を図り、市民の緑化保全、緑化推進の意識を啓発します。(平成24年現在40本の名木・古木を認定)

◇ 緑の制度の活用について

緑の保全と緑化の重要性を市民に啓発し、市民によって緑の保全と緑化推進が図られるよう「花いっぱい運動支援事業」、「生け垣設置助成」などを行います。

◇ 緑化まつりの開催について

市民の緑化意識の向上を図るため、都市緑化月間の10月に緑化まつりを市民 等との協働により開催します。

市民・団体などの取り組みの具体例

- 美しい景観の整備保全に努め、自然や文化的景観を守りましょう。
- ・緑化のシンボルである名木・古木について関心を持ち、緑と親しみ、緑の 大切さを積極的に学びましょう。
- ・自分たちの通う学校の近くにある名木・古木について、その歴史や由来を 調べましょう。
- ・いまある緑を保全し緑化を進めることが、私たちの生活に深く関わっていることを知り、その重要性について学びましょう。
- ・造園の知識・経験をお持ちの方は、緑の管理、育成に協力しましょう。
- ・市民等との協働により開催する緑化まつりに協力しましょう。
- ・緑化まつりに積極的に参加し、緑の大切さについて学びましょう。
- 緑化への取り組みについて家庭内などで話しましょう。

◇ 城陽環境パートナーシップ会議

市の環境基本条例第27条に基づき、市、市民、市民団体及び事業者が「城陽市環境基本計画」の推進や良好な環境の保全などに関し、協力・協働して取り組むための組織で、より良い環境づくりをめざした市民参加、交流の場と考えています。具体的な取り組みとしては、「自然観察会」、「エコクッキング教室」、「エコバスツアー」、「環境家計簿の作成・啓発」など、会員の皆さんが主体となって取り組んでいます。

本会議は、平成15年に設立され、在会員数は平成23年12月現在、306 人(内訳:個人 269、団体 20、賛助会員 17)となっています。

◇ 城陽市環境フォーラムについて

環境問題を地域の人々と考え、語り、行動する場として毎年実施しています。 (場所:文化パルク城陽 市民プラザ他、主催:城陽市・城陽環境パートナーシップ会議)

市民・団体などの取り組みの具体例

- ・環境保全は、地球温暖化などを防ぐことにつながります。安心・安全で快適 な生活を営むことができるよう、環境保全に対する意識を高めましょう。
- ・城陽環境パートナーシップ会議に参加し、できるところから実行してより良い環境づくりの輪を広げましょう。
- ・省エネルギー・省資源を推進しましょう。
- ・ごみの発生抑制とリサイクルを推進しましょう。
- 環境家計簿を付けましょう。

2 地場産業・観光事業との連携

本市の農業は、都市近郊の有利性や地下水に恵まれた地域の特性を生かしたイチジク、花しょうぶ、かきつばた、カラーなどの生産が行われており、 多品目にわたる特産物を生産しています。

また、特産物である青谷の梅、寺田いもと呼ばれている甘藷や宇治茶ブランドであるてん茶の栽培も古くから盛んで、梅まつりや観光いも掘り農園などの観光農業の取り組みも行っています。

工業においては、伝統の金銀糸製造が盛んで、全国生産量の 60%以上を占めているといわれています。

地域の産業や工業と文化施策が連携することにより、市民の郷土に対する深い愛着と理解、豊かな風土をはぐくみます。

〈〈主要関連施策〉〉

◇ 梅林復興について

青谷梅林は特産である梅の生産地であり、市最大の観光資源です。梅は昭和47年に市の木に制定されており、また、青谷梅林で育まれる「城州白」を中心とした品種は、肉厚で芳醇な香りがあり、梅干しや和菓子、梅酒などに使われています。梅農家の高齢化や担い手不足に対応し、農業法人化を進め、生産振興を図っていきます。また、梅の郷青谷づくり事業として市民協働により梅林振興や梅の加工品開発などに取組み、平成24年3月に策定した梅の郷青谷整備計画に基づき、散策道などの整備を進めていきます。

【「市の木」梅】





◇ 花しょうぶ園について

市の特産であり、市の花である花しょうぶを広く紹介し、消費拡大を図るとと もに、市民や多くの人に観賞して親しんでもらう花しょうぶ園を運営しています。

【「市の花」花しょうぶ】





◇ 鴻ノ巣山散策道について

鴻ノ巣山は、市域が望める市のシンボルであり、市民の安らぎと憩いの場として管理をしています。また、鴻ノ巣山散策道は、市内に点在する文化財、古墳群、梅林や総合運動公園などの観光資源・レクリエーションゾーンを有機的に結ぶ役割を果たしています。

ゃましろこどう **◇ 山背古道について**

城陽市・井手町・山城町(現木津川市)・木津町(現木津川市)が連携して設定した山背古道は、歩きながら山城地域の自然、歴史、文化を学び、地域の魅力の再発見を促し地域の活性化を図る道であり、山背古道推進協議会が啓発に努めています。

市民・団体などの取り組みの具体例

- ・城陽市の特産品のひとつで全国有数の梅の生産地である青谷梅林を憩いの場として利用しましょう。
- ・梅まつりや TWINKLE JOYO などの観光PRに協力しましょう。
- 「山背古道とことんウォーキング」に参加しましょう。
- ・山背古道を歩いて山城地域の自然、歴史、文化を体感しながら健康増進に努めましょう。
- ・観光協会の行事に積極的に参加しましょう。

※ 城陽市観光協会について

観光協会は、地域のもつ優れた自然や文化、歴史的資源の活用を通じ、「五里五里の里」城陽が、さらに新しい時代に対応できる魅力あるまちを創造し、飛躍的に発展するため、官民一体となって関連する諸事業の推進を図り、観光産業の振興と市民生活の向上に寄与することを目的に活動しています。

光のページェント TWINKLE JOYO (12月1日~25日)	本市の冬のイベントとして市内外から多くの人が訪れます。また、市民グループがイルミネーションなどで装飾し、市民参加型のイベントとして定着しつつあります。
フォトコンテスト	城陽市の自然や歴史、文化、産業、年中行事などの写真 を通し、城陽市を多くの方々に知っていただくとともに 新たな魅力の発見を願い開催しています。
梅の郷青谷づくり	青谷梅林と青谷地域の自然を生かした観光拠点づくりを 具体的に展開するため、地域の方々を中心とした協働事 業を実施しています。

【光のページェント】



【青谷梅林・梅まつり】



〈〈主要関連行事〉〉

■ 青谷梅林梅まつり(2月下旬~3月中旬 主催:城陽市梅まつり実行委員会)

青谷は鎌倉時代の末期ごろにはすでに梅林があったと言われており、江戸時代には諸大名が観梅に訪れた梅の名所です。梅まつり期間中は約一万本の白梅が咲き、立ち入り自由の梅林もあります。

■ 茶まつり(10月第3日曜日 主催:城陽茶まつり実行委員会)

荒見神社にて開催され、茶席などが催されます。

■ 産業まつり(11月3日 主催:城陽商工会議所)

文化パルク城陽にて開催されます。市産業の紹介やトークイベント、姉妹都市 慶山市こども絵画展などがあります。

■ JA農業祭(11月中旬日曜日 主催:京都やましろ農業協同組合基幹支店)

文化パルク城陽で農産物大即売会などを実施しています。

■ 山背彩りの市(11月中旬日曜日 主催:にぎわいづくりの会)

JR城陽駅前商店街、アクティ城陽商店街及びその周辺において、手作り作品と地元の品が集まるアートマーケットを開催しています。

3 伝統的文化の保存、伝承及び活用

市の伝統的文化は、長い歴史と風土の中から、守り伝えられてきた市民共有の財産であり、将来にわたって確実に継承されるよう、保存に努めます。

〈〈主要関連行事〉〉

■ 各神社の秋まつりについて(各神社まつりの内容は資料編 P51.52 に記載)

地域	神社名	日 程			
		オイデ	ヨミヤ	マツリ	
久世	久世神社	10月5日	10月6日	10月7日	
平川	平井神社	体育の	日の関係で毎年変れ	わります	
寺田	水度神社	9月30日	10月1日	10月2日	
水主	水主神社	マ	ツリ10月第1日	翟日	
富野・長池	荒見神社	10月1日	10月4日	10月5日	
観音堂	型椋神社	10月3日	10月4日	10月5日	
枇杷庄	天満宮社	体育の日の関係で毎年変わります			
中	天満神社		10月15日	10月16日	
奈島	賀茂神社	10月14日	10月15日	10月16日	
	松本神社	10月14日	10月15日	10月16日	
市辺	天満神社		10月15日	10月16日	
	粟神社		春まつり:4月81	3	

■ おかげ踊りについて

おかげ踊りは、江戸時代、伊勢神宮への集団参拝「おかげ参り」に根ざした民衆の踊りであり、市の民俗文化財となっています。広く市民に親しまれるよう、普及に努めます。

【水度神社でおかげ踊りを奉納】



■ その他の行事について

• 左義長

小正月(1月15日)に行われる火祭りで、正月飾りやしめ縄などを焼く行事です。正月に家へ迎えた新しい年の神は煙に乗って空へ帰っていくとされていて、「正月の神」の送り火と考えられています。市域ではトンドと呼ばれて、餅を焼いたり、書き初めを燃やしたりもします。書初めが燃えて高く舞い上がると字が上手になるともいわれています。

・地蔵盆(24日が地蔵の日)

市域の地蔵盆は8月23日ごろ(24日が地蔵の日)に行われます。地蔵さんは子どもの守り神で、町内や隣組ごとに地蔵さんに生御膳やスイカ、カボチャ、お酒などのお供え物をし、お化粧を施したり、前掛けをしたりするところもあります。地蔵の祭りの主役は子どもたちで、集まった子どもたちにはお菓子などが配られます。

・雨乞い地蔵

常楽寺の南方にある常楽池の水の中に石の地蔵があり、この地蔵を池から引き上げて日干しにすると雨が降るといわれることから「雨降り地蔵」とか「雨 乞い地蔵」と呼ばれています。

山の神まつり

中地域の人々は昔から、正月の初寅の日に、山と里との境界にある一の口、 二の口、三の口で神を迎え、山の安全と豊かな暮らしを祈る山の神まつりを行います。山の神は山の支配者・守護神であり、また新年の「山の神まつり」に よって里に招かれ、豊作をもたらす田の守護神となります。

現在では一の口と三の口の神木の前に竹を藤づるなどで編んだ祭壇が組み立てられ、龍福寺住職の読経とともに地域の人々が祈りをささげます。

市民・団体などの取り組みの具体例

- ・各神社のそれぞれのお祭りの起源や歴史について学びましょう。
- 「おかげ踊り」など伝統文化の保存に努めましょう。
- ・伝統的文化は市民共有の財産です。大切に守りましょう。
- その他の行事についても調べてみましょう。

4 文化財の保護及び活用

文化財などの保存及び活用を図るため、文化財などに関し、調査・研究、修理・管理、展示・公開などへの支援、その他の必要な施策を行います。

〈〈主要関連施策〉〉

◇ 文化財の保護について

貴重な文化財については、市指定の拡充など保護に努めるとともに、文化財の 保護に必要な費用の補助を行います。

【荒見神社本殿(重要文化財)】



【森山遺跡(国指定史跡)】



【水度神社本殿(重要文化財)】



【久津川車塚古墳(国指定史跡)】



◇ 埋蔵文化財の調査・保存について

市内に所在する先人の残した貴重な文化遺産について、保存のための基礎資料を得る調査を行うとともに、適切な保存に努めます。

◇ 史跡などについて

史跡公園として整備した正道官衙遺跡、森山遺跡は、市民の歴史学習や歴史体験の場であるとともに、憩いとやすらぎの場として親しまれています。また、整備が図られていない史跡地についても、城陽市史跡整備委員会の意見を得るなかで、整備計画を策定し計画的な整備に努めます。

◇ 民俗文化財の調査・研究について

市内に存在する有形・無形の文化財の調査・研究を進めるとともに、埋もれた 文化財の調査に努め、価値ある文化遺産の保存・伝承を図ります。

◇ 古文書の調査・研究について

本市の歴史を明らかにする上で必要不可欠な基礎資料である古文書を調査・整理し、成果を展示・公開するなど、市の歴史を市民に知らせることにより、郷土を愛する心や豊かな文化をはぐくみます。

◇ 歴史民俗資料館について

本市の生い立ちや先人の生活を理解し、文化創造に生かすことができるよう、 貴重な文化財の調査に努め、価値ある文化遺産の保存・伝承を図ります。

◇ 城陽市の歴史について

城陽市の歴史を市民へ広く周知することを中心として、常設展示室でのテーマ 展や刊行した市史の頒布に努め、また「城陽市史普及版」の作成についても検討 します。

市民・団体などの取り組みの具体例

- ・文化財保護について学び、その意義や重要性を理解しましょう。
- ・埋蔵文化財調査について学び、その意義や重要性を理解しましょう。
- ・民俗文化財の調査・研究整理について学び、その重要性を理解しましょう。
- ・古文書調査・研究整理について学び、その重要性を理解しましょう。
- ・歴史民俗資料館で、市の歴史や現在につながる昔の生活について学びましょう。

第2章 市民文化の創造と交流

市民が日々の生活に潤いをもって、心豊かに暮らしていくために、だれもが文化芸術活動に参加できる機会をもてるよう環境を整備します。また、文化団体などの活動を支援し、その活性化に努めるほか、世代間、地域間、外国人の方との交流など、市民の様々な交流活動を支援します。さらに、市民が文化芸術活動を主体的に行うために必要な情報を、適切に提供するための取り組みを進めます。

また、文化施策の推進にあたっては、高齢の人から乳幼児に至る市民一人ひとりの人権を尊重し配慮することはもちろん、男女共同参画の視点を盛り込み、全市民に開かれた施策の展開を図ります。

1 既存の文化芸術活動の場の充実

広く市民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、またはこれを創造する機会の充実を図るため、「文化パルク城陽」を中心として、文化芸術の 公演、講演会などへの支援、その他の必要な施策を行います。

〈〈主要関連施策〉〉

◇ 文化パルク城陽について

市民の生涯学習活動や文化芸術活動の拠点施設である文化パルク城陽は、南山城 地域の広域的な文化施設としての役割を担っており、その円滑な管理運営を推進 するとともに、利用の増進を図ります。



【文化パルク城陽】

◇ コミュニティセンターについて

地域コミュニティの拠点である各コミュニティセンターにおいて、自主的なコミュニティ事業を推進することによって、地域住民の連帯意識の醸成を図ります。

◇ 公民館施設について

本市では公民館が3館あります。北公民館は、コミュニティセンターを併設していることから、各種事業を連携し、実施していきます。久津川公民館、富野公民館は老朽化していますが、サークルなどの利用頻度が高いことや、生涯学習の場として有効活用されていることから、当面は貸館として場の提供に努めるとともに維持・管理業務を行います。

◇ 地域交流室について

深谷小学校に地域交流室を開設しています。地域の団体・サークルなどの会議 や催物など、交流、ふれあい、連携の場として施設の有効活用を図ります。

◇ 図書館について

城陽市立図書館は20万冊を蔵書し、生涯学習の拠点、情報提供の拠点として、「市民に役立つ図書館」として、図書館の整備の推進と機能の充実を図り、文化芸術活動の支援を行います。

◇ 歴史民俗資料館について (再掲)

小中学校との連携を強化し、展示、普及活動やふれあい教室などの一層の充実 に努めるとともに、高齢の人に配慮した事業の計画・実施に取り組みます。

◇ 男女共同参画支援センター(ぱれっとJOYO)について

「ぱれっとJOYO」は、男女共同参画社会を実現するための施策を総合的に 実施する拠点施設として、市民の理解を得るための活動や市民の主体的な取り組 みを支援する事業などを積極的に推進します。

市民・団体などの取り組みの具体例

- 「文化パルク城陽」を有効に利用しましょう。
- ・コミュニティセンターを有効に利用しましょう。
- ・公民館施設を有効に利用しましょう。
- ・地域交流室を有効に利用しましょう。
- ・城陽市立図書館を積極的に利用しましょう。
- ・歴史民俗資料館で、市の歴史や現在につながる昔の生活について学びましょう。

2 文化団体などの育成、連携及び協力

文化団体などの自主的な活動が一層の活性化につながる支援のあり方を検討し、その拡充に努め、「城陽市文化協会」と連携して文化活動団体の育成を図るとともに、市民が身近なところで文化芸術活動に接する機会の拡大と創造的な活動を展開できる環境の整備に努めます。

〈〈主要関連施策〉〉

◇ 文化芸術事業の推進について

市民の自主的な文化芸術活動をより効果的に推進するため、文化団体に対する 支援を充実するとともに、グループやサークルなどの育成、指導者の発掘・養成 に努めます。また、様々な分野で活躍する職人や、次世代を担う青年芸術家など を応援するため、「アーティストバンク」の設置・活用についての検討や、学校、 地域、文化施設などへの情報発信の推進を図るなど、支援の充実に努めます。

◇ 社会教育関係団体活動の支援について

自主的に文化、スポーツ・レクリエーション活動を行っている各種団体の積極的な団体活動を支援し、生涯学習の輪をさらに広げるため、社会教育関係団体登録のあり方について検討し、今後も、各種団体の支援に努め、生涯学習のさらなる振興を図ります。

◇ 男女共同参画の啓発について

男女が社会の対等なパートナーとして、仕事も暮らしも共に担い合い、責任を 分かち合い、能力や個性が十分に発揮できる社会の実現に向け、その意識の醸成 を図るため情報提供、講座などの啓発活動を行います。

◇ さんさんフェスタについて

さんさんフェスタは、「城陽市男女共同参画計画(さんさんプラン)」推進の一環として、城陽市男女共同参画社会の実現をめざして、年1回開催しています。

市民・団体などの取り組みの具体例

- ・文化芸術面での活動を積極的に行いましょう。
- ・文化芸術活動に関連するグループやサークル活動を行いましょう。
- ・文化芸術活動における指導者の発掘・育成に協力しましょう。
- ・各社会教育関係団体が主催するイベントに参加しましょう。
- ・市が開催する男女共同参画啓発講座に参加しましょう。
- 「さんさんフェスタ」に積極的に参加しましょう。

※ 城陽市文化協会について

文化協会は、健全な市民文化の向上と発展に努め、ふれあい豊かな地域社会をつくることを目的に活動しています。

また、生涯学習事業との提携をはじめ、関係諸団体との協賛・協力事業、広報紙(JO・BUN・KYO)の発行などを行っています。

【市民文化祭】



【春いちばん文化まつり】



	"主役は市民"を合言葉に、市民の文化芸術の高揚と発
市民文化祭	展を目的として 10~12 月に開催しています。ステージ発
印氏文化宗	表会、市民音楽会、作品展、囲碁大会、俳句・川柳・冠
	句大会やお茶席などがあります。
キ いとばしたルナのリ	会員を対象に、日頃の活動成果を発表する場として、2
春いちばん文化まつり	~3月に開催しています。
	様々な文化芸術活動を通じて、市民の方々に日頃の生活
市民教養講座	にゆとりと潤いを持つことを目的に、年間を通じて各種
	教養講座を企画・開催しています。
	年3回、市民に文化芸術に親しむひとときを持っていた
	だく目的で、(公財)城陽市民余暇活動センターとの共催
ひとときコンサート	により、文化パルク城陽市民プラザで開催しています。
	会員による音楽や踊りなどが披露されます。

3 文化芸術の創造及び発展

市民がさまざまな文化芸術に触れる機会や自らの文化芸術を発表する場を設けることに努め、市民の文化芸術の創造及び発展を図っていきます。

〈〈主要関連施策〉〉

◇ 文化芸術の推進について

「城陽市文化芸術の振興に関する条例」の趣旨を踏まえ、地域における文化芸術活動を促進するため、団体や個人が協働した取り組みができるよう、関係機関や指導者との連携に努めるとともに、文化施設の一層の活用を図ります。

市民・団体などの取り組みの具体例

・文化芸術活動に興味を持ち、各自が関心のあるところから積極的に取り組み ましょう。

※ 城陽市文化協会について (再掲)

文化協会は、健全な市民文化の向上と発展に努め、ふれあい豊かな地域社会をつくることを目的に活動しています。

市民文化祭(10~12月)、春いちばん文化まつり(2~3月)、市民教養講座の開催、生涯学習事業との提携をはじめ、関係諸団体との協賛・協力事業、広報紙(JO・BUN・KYO)の発行などを行っています。

※ 文化パルク城陽:文化振興事業について

文化パルク城陽は、市民が様々なジャンルの舞台芸術などに接する機会を提供するとともに、市民参加型の事業を展開しています。また、プレイルームやプラネタリウムの機能を発揮し、夢とロマンをはぐくみ、豊かな創造力を養う場としての事業も計画するなど、市民文化の振興を図っています。

・コンサート ・伝統芸能 ・演劇 ・映画など

|4|| 文化芸術活動の情報提供

市や文化団体などが行う文化芸術の振興の取り組みを促進するため、文化芸術活動の情報提供について、インターネットを活用した情報通信ネットワークなどの構築、その他の必要な施策を行います。

〈〈主要関連施策〉〉

◇ 文化芸術活動の情報提供について

インターネットを活用して、生涯学習講座、公民館・コミュニティセンター事業などの情報提供や申し込みなどができるシステムの検討を行います。

◇ 施設予約サービスの充実について

施設の空き状況の照会や予約ができる施設予約サービスを、より利用しやすい システムとするよう充実に努めます。

◇ 文化デジタルアーカイブについて

文化芸術活動に関する作品などの記録やホームページを活用した公開などの システムの構築を検討していきます。

◇ 地域情報化計画の推進について

本市における各種情報化の推進に関する総合的な計画である「城陽市地域情報化計画」は平成14年3月に制定されました。昨今の情報化の進展やニーズに合わせた行政サービスのノンストップ化、ワンストップ化といった電子自治体の構築、地域への情報発信や地域との情報共有などが重要視されていることから、地域の活性化と市民福祉の向上を図るため、策定した「城陽市情報化計画」の更なる地域情報化を推進します。

- ※ノンストップサービス:インターネットを活用することにより、住民が都合のよい時間にサービスを受けることを可能にするサービスのこと。「時間的にノンストップ」である考え方で使用されています。
- ※ワンストップサービス:複数の行政サービスをひとつの窓口で受けることができる機能のこと。これにより、住民が複数の窓口に出向く手間や労力を削減する効果があります。

◇ 図書館について(再掲)

城陽市立図書館は、学校をはじめ各種機関や団体との連携を一層進め、資料・情報の提供などを推進します。また、広域的な図書館情報ネットワークの構築と活用に努めます。

市民・団体などの取り組みの具体例

・城陽市立図書館を積極的に利用しましょう。

5 文化芸術に係る国際・国内交流

文化芸術に係る国際間・国内間の交流の推進を図ることにより、文化芸術活動のさらなる発展をめざすとともに、市民の「草の根交流」の一環として国際的な催し物の開催への支援など、その他の必要な施策を行います。

<<主要関連施策>>

◇ 都市提携について

国際化の進展にともなって、民間団体を中心とした国際交流が盛んとなり、平成3年に大韓民国慶山市と、また、平成7年にアメリカ合衆国バンクーバー市と姉妹都市盟約を締結しました。今後もこれらの姉妹都市と円滑な交流を進めます。

◇ 国際交流協会の支援について

市民を中心とした草の根交流を促進し、相互理解と友好親善を図り、世界の恒久平和に寄与することを目的に設立された国際交流協会の支援を行います。

◇ 外国青年の招致について

小学校、中学校、幼稚園における外国語教育及び国際交流の推進を図るため、 AET(アシスタント・イングリッシュ・ティーチャー)を5名配置しています。



【AETの授業】

市民・団体などの取り組みの具体例

- ・姉妹都市(慶山市・バンクーバー市)の歴史・文化について学びましょう。
- ・語学講座・絵画交流などの交流事業に参加しましょう。
- ・姉妹都市招待の行事に参加して友好親善を深めましょう。
- ・ホームステイなどの受け入れに協力し、文化交流を図りましょう。
- ・学校関係者以外の方もAETとの交流の機会を持ち、国際理解を深めましょう。

※ 城陽市国際交流協会について

国際交流協会は、城陽市と姉妹都市盟約を締結している都市をはじめとする世界各国との都市交流を促進し、相互理解と友好親善を図り、恒久平和に寄与することを目的に活動しています。

語学講座事業	草の根交流推進のため、姉妹都市提携先などの語学をネイティブ・スピーカーの講師とともに学習します。
絵画交流事業	姉妹都市慶山市・バンクーバー市との文化交流促進のため、 定期的に絵画を交換し、市民の交流意識を高め相互理解を深 めるため実施します。(市民文化祭などにおいて展示)
中学生韓国派遣事業	次代を担う青少年が国際性を高めるため、慶山市の青少年との交流などを実施します。
慶山市中学生 受入事業	慶山市中学生の受け入れは、両市中学生の交流と両市のさら なる交流活性化のため実施します。
姉妹都市 体験学習事業	バンクーバー市民との交流を行うことで、草の根交流の活性 化を図ります。
国際交流親善大使設置事業	草の根交流の推進及び世界平和に寄与するため、城陽市に在 住または勤務経験のある外国人の方を城陽市国際交流親善 大使に委嘱します。
国際交流会員研修事業	国際交流、姉妹都市交流などに関わる研修の実施や会議への参加を通して、国際化と地域性に適した国際関係の知識を深めます。

【クラーク・カレッジ日本語コース交流】



【中学生韓国派遣】



第3章 地域における文化芸術活動の振興

地域における生涯学習、社会教育活動など、市民にとって文化芸術の向上につながるような学習・教育活動の活性化を図ります。また、市民が各世代やライフステージ、障がいの有無などに応じて適切な文化芸術活動を行えるよう、必要な施策に取り組みます。

1 市民による文化芸術活動の促進

地域における市民の文化芸術活動の振興を図るため、生涯学習事業や社会教育業務などの充実を図るとともに、その他の必要な施策を行います。

<<主要関連施策>>

◇ 生涯学習について

社会情勢などの変化に対応し、今日的な視点から施策を進めるために、平成6年5月に策定した「城陽市生涯学習まちづくり計画」を見直し、平成20年12月に「城陽市生涯学習推進計画」を策定しました。

市民一人ひとりが生涯学習活動を通じて、人と人がつながり、豊かな地域社会を発展させていくことを目標に、「いつでも、どこでも、だれでも、たのしく、ともに学び、ともに育ち、ともにつくる地域社会」を目指し、総合的な推進体制の整備、充実を図ります。また、学習機会の整備・充実などを図り、市民の学習活動を支援します。

◇ 社会教育の推進について

本市の社会教育は市の基本構想に基づいて、「心がふれあうまちづくり」を基本理念としています。

『城陽市生涯学習推進計画』並びに『城陽市文化芸術の振興に関する条例』の 趣旨を踏まえ、市民が生涯の各時期に応じて自発的に学習に取り組める機会と 場の提供を図るとともに、「社会教育の重点」に沿って、社会教育の推進に努め ます。

<社会教育の重点項目>

- 生涯学習社会の実現 家庭・地域社会の教育力の向上
- 人権教育の推進 文化芸術、スポーツ・レクリエーション活動の振興

◇ 親子ふれあい農園について

親と子が土に親しみ、野菜や花などの栽培を通して互いがふれあい、生活の環境を豊かにすることにより、望ましい家庭環境を築き、ゆとりと充実の中に豊かな人間性をはぐくみます。

◇ コミセン図書室について

コミセン図書室(5館)において、地域住民が手軽に図書に親しめる機会の拡充を図ります。

市民・団体などの取り組みの具体例

- ・城陽市民アカデミーなどの生涯学習講座や各コミュニティセンターで行われて る講座など、城陽市の生涯学習システムについて知り、効果的に利用しましょう。
- ・コミセン図書室は各コミュニティセンターにあります。有効に利用しましょう。

2 子ども及び青少年の文化芸術活動の促進

市は、文化芸術活動の主体となる範囲を広げるため、子ども及び青少年に関係する事業や活動への支援、その他の必要な施策を行います。

〈〈主要関連施策〉〉

◇ 青少年活動の育成と援助について

家庭や地域での豊かな体験をとおして「生きる力」を育み、青少年の健やかな成長を促すため、自然体験や青少年の社会参加、社会性や自主性を培う事業として、「青少年の意見」発表会、オータムコンサート、あそびのはくぶつ館、自然とのふれあい登山などを実施します。

◇ 啓発活動について

青少年が地域社会で積極的な役割を担うことができるよう、青少年問題を内容とした講演会などの充実を図ります。また、市民と一体となって青少年を健やかに育てていくため、啓発活動(広報紙「やまびこ」の発行など)を充実します。

◇ 放課後子ども教室推進事業について

小学校区において、子どもたちの居場所を確保するために設けられた国・府の施策を受け、平成19年度に「放課後子ども教室」を開設しました。今後も、子どもたちの放課後対策として、「放課後子ども教室推進事業」の充実を図ります。

◇ 平和都市推進について

「平和都市宣言」の趣旨を踏まえ、戦争の悲惨さ、平和の尊さ、生命の大切さを後世に伝えるために、「小中学生広島派遺」(市内小学校6年生、中学校1~3年生)を実施します。

市民・団体などの取り組みの具体例

- ・市民の皆さん自身がお持ちの自然体験を青少年に伝えましょう。
- ・青少年の社会参加を受け入れるためのシステムづくりをしましょう。
- ・青少年の社会性や自主性を養うための市の事業に参加しましょう。
- ・青少年問題を内容とした講演会などに参加しましょう。
- ・広報紙への投稿などを通じて青少年問題の啓発活動に参加しましょう。
- 各種平和事業に参加し平和について考えましょう。
- ・戦争の悲惨さや平和の尊さを後世に伝えましょう。
- ・家庭内で平和について話し合いましょう。

※ 青少年健全育成市民会議について

青少年健全育成市民会議は、青少年が心身ともに健やかに育つことを願い、青 少年の健全な成長を阻害するおそれのある環境や行為から青少年を保護し、健全 な育成を図ることを目的に活動しています。

あそびのはくぶつ館

学校・家庭・地域社会が連携を図りながら、伝承遊びや 創作活動を存分に楽しむことのできる、親子や地域のふ れあいの場を提供することによって、健やかな青少年の 育成を図ります。

【自転車おそのり】



【フリークライミング】



※ 城陽市子ども会後援会協議会について

子ども会後援会協議会は、子ども会相互の連携協調を密にして、単位・支部子 ども会の向上と発展に努めるとともに、城陽市の子どもの健全育成を図ることを 目的に活動しています。

子どもたちが、スポーツ、野外活動、あそびなどの様々な体験活動を通じて、心豊かでたくましく成長していけるよう支援することを目的として事業を実施します。ジュニアリーダー研修会、あそびのはくぶつ館(共催)、わくわくキャンプ、城陽っ子ニュースの発行などを行います。

3 学校教育における文化芸術活動の充実

学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験 学習などの充実、芸術家や文化芸術団体による学校への協力支援、その他の 必要な施策を行います。

〈〈主要関連施策〉〉

◇ 教育振興について

学校教育全般にわたって創意工夫を生かした教育活動を実施し、特色ある学校 づくりを通して教育の活性化を図り、確かな学力、豊かな人間性、健康や体力な どの「生きる力」の育成に努めています。特に、地域の教育資源(自然、文化、 歴史、産業、人材など)を「総合的な学習の時間」などに積極的に活用し、特色 ある教育活動を展開しています。

◇ 外国青年招致について(再掲)

小学校、中学校、幼稚園での国際理解のための教育ならびに国際交流の推進を図るため、AET(アシスタント・イングリッシュ・ティーチャー)の常時配置を行っています。

市民・団体などの取り組みの具体例

- ・地域の教育資源となりうる自然、文化、歴史、産業、人材などを活用しましょう。
- 学校関係者以外の方もAETとの交流の機会を持ち、国際理解を深めましょう。

4 高齢者及び障がいのある人の文化芸術活動の促進

高齢の人、障がいのある人が行う文化芸術活動の充実を図るため、環境の 整備やその他必要な施策を行います。

〈〈主要関連施策〉〉

◇ 老人福祉センターについて

老人福祉センターにおいて、60歳以上の高齢の人が、スポーツや趣味に取り 組むことにより、生きがいづくりと健康づくりを推進します。また、陽和苑など で行っている保育園児との交流など異世代間交流事業の充実を図ります。

[城陽市老人福祉センター:総合老人福祉センター「陽寿苑」、東部老人福祉センター「陽東苑」、西部老人福祉センター「陽幸苑」、北部老人福祉センター「陽和苑」]

◇ 敬老会の開催について

長い間、社会の進展に尽くしてこられた高齢の人の労苦に報い、長寿をお祝い するため、校区で実施している敬老会を支援します。

◇ 高齢者クラブについて

高齢者クラブの活動に要する経費の一部を助成し、活動を支援します。

◇ UDまなびの広場 (障がい者教室) - 生涯学習について

障がいのある人が社会の一員としてより充実した生活が営めるよう、ノーマライゼーション社会をめざした学習機会の充実に努めます。

◇ 障がいのある人の社会参加促進について

障がいのある人の社会参加を促進するため、ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障がいのある人の需要に応じた事業を実施することにより、自立と社会参加の促進を図ります。

市民・団体などの取り組みの具体例

- ・団塊の世代の方々は、お持ちのスキルを活かしましょう。
- ・高齢者クラブ会員として活動に参加しましょう。
- ・生涯学習の各種教室・講座に積極的に参加しましょう。
- ノーマライゼーションについての理解を深めましょう。
- 障がいのある人と共に生きる姿勢を持ちましょう。
- ・障がいのある人のための施設・設備(点字ブロックなど)を大切にしましょう。

※ 城陽市社会福祉協議会について

社会福祉協議会は、社会福祉事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的に活動しています。

城陽福祉ふれあい まつり

福祉関係団体やそれを支援する団体が集まり、多くの市民が楽しみながら福祉活動を学ぶ機会をつくり、参加者全体の交流の場・福祉活動の大切さを再考する場となるよう開催しています。

資料編・目次

1	城陽市文化芸術の振興に関する条例	_40
2	城陽市文化芸術の振興に関する条例施行規則	_42
3	城陽市文化芸術振興計画策定体制・推進体制	_44
4	城陽市文化芸術振興計画策定経過	_45
5	城陽市文化芸術推進会議委員名簿	_46
6	城陽市指定等文化財一覧	47
7	城陽市の各神社の秋まつり	51
8	城陽市社会教育関係団体数の推移	53
9	城陽市文化施設等一覧	54
10	城陽市文化施設利用状況	56
11	用語解説	59

城陽市文化芸術の振興に関する条例

平成 17 年 12 月 28 日 条例第 25 号

文化芸術は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎを与え、人間性を豊かにし、創造力を高める。文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは人々の変わらない願いである。

私たちのまち城陽は、古来から、「五里五里の里」として栄え、豊かな文化をはぐくんできた。さらには文化遺産も多く、日々の暮らしの中にもすばらしい文化や伝統が息づいている。

市は、これまで培われてきた文化や伝統を継承し、発展させるとともに、創造的な文化芸術活動の 促進を図ることにより、個性が輝き、魅力に富んだ、いきいきと心豊かに暮らせるやすらぎと活力に 満ちた文化の香り高いまちづくりを目指し、この条例を制定する。

(目的)

1

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、市、市民及び文化団体等の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、市が市民及び文化団体等と一体となって文化芸術の継承及び発展に努め、文化芸術活動の充実を図り、もって心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、市民一人一人が文化芸術の担い手であることが認識されると ともに、その自主性及び創造性が尊重されなければならない。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、市、市民及び文化団体等が協働して文化芸術の創造が図られなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、施策の推進に市民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(市の役割)

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、市民が文化芸術活動を行うことができるよう文化芸術の振興を図るための施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、文化芸術の担い手として自主的かつ創造的に文化芸術活動を展開するとともに、その活動を互いに理解し、支援するよう努めるものとする。

(文化団体等の役割)

第5条 文化団体等は、文化芸術の地域社会の担い手として文化芸術活動を展開するとともに、市民 の活動への協力に努めるものとする。

(各主体の協働)

第6条 市、市民及び文化団体等は、文化芸術活動において、前3条に規定するそれぞれの役割を果たすため協働していかなければならない。

(文化芸術活動の振興施策)

第7条 市は、市民及び文化団体等との協働により文化芸術の振興を図り、市の活性化に資するため、 次に掲げる文化芸術活動の施策を講じるものとする。

- (1) 既存の文化芸術活動の場の充実
- (2) 文化団体等の育成、連携及び協力
- (3) 伝統的文化の保存、伝承及び活用
- (4) 文化財の保護及び活用
- (5) 文化芸術の創造及び発展
- (6) 文化芸術活動の情報提供
- (7) 文化芸術に係る国際・国内交流
- (8) 市民による文化芸術活動の促進
- (9) 子ども及び青少年の文化芸術活動の促進
- (10) 学校教育における文化芸術活動の充実
- (11) 高齢者及び障害者の文化芸術活動の促進

(財政上の措置)

第8条 市は、文化芸術の振興を図るため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。 (表彰)

第9条 市は、文化芸術の振興に関し、功績のあったものの表彰を行うものとする。

(城陽市文化芸術推進会議)

第10条 市における文化芸術の推進に関する調査審議を行うため、城陽市文化芸術推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

- 2 推進会議は、前項の調査審議のほか、市、市民及び文化団体等が担う文化芸術の推進に関する事項 について、市長に意見を述べることができる。
- 3 推進会議は、委員10人以内で組織する。
- 4 委員は、文化芸術活動に関心のある者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 6 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任 者の残任期間とする。

(その他)

第11条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、規則で定める日から施行する。 (平成18年3月規則第9号で、同18年4月1日から施行)

附 則(平成19年(2007年)3月30日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 城陽市文化芸術の振興に関する条例施行規則

平成 18 年 3 月 31 日 規則第 14 号

(趣旨)

第1条 この規則は、城陽市文化芸術の振興に関する条例(平成17年城陽市条例第25号。以下「条例」 という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 条例第9条の表彰は、城陽市文化芸術賞、城陽市文化芸術功績賞又は城陽市文化芸術奨励賞を授与して行う。

(城陽市文化芸術賞授与の対象)

第3条 城陽市文化芸術賞は、次の分野において顕著な業績を上げ、本市の文化芸術の振興に著しく 貢献している個人又は団体で、おおむね20年以上その活動の場を本市内に有するもの(原則として、 既に城陽市文化芸術奨励賞又は城陽市文化芸術功績賞を受けたものに限る。)に対し授与する。

- (1) 文化的な生活環境の整備・創出等の活動
- (2) 市民文化の創造と交流等の活動
- (3) 地域における文化芸術活動の振興等の活動

(城陽市文化芸術功績賞授与の対象)

第4条 城陽市文化芸術功績賞は、前条各号に掲げる分野において業績を上げ、本市の文化芸術の振興に貢献している個人又は団体で、おおむね10年以上その活動の場を本市内に有するものに対し授与する。

(城陽市文化芸術奨励賞授与の対象)

第5条 城陽市文化芸術奨励賞は、市内に住所を有する者若しくは市内に勤務し、若しくは在学する者又は市内に活動の場を有する者若しくは団体のうち、次の各号のいずれかに該当する文化芸術活動としての業績を上げ、本市の文化芸術の振興に寄与しているものに対し授与する。

- (1) 世界規模の権威ある大会等への出場又は出品
- (2) 全国規模の権威ある大会等での第3位以上の成績
- (3) 地方規模(近畿地方等をいう。)の権威ある大会等での第2位以上の成績
- (4) 都道府県規模の権威ある大会等での第1位の成績
- (5) 前各号に掲げるものに準ずると認められる業績

(表彰の決定及び取消し)

第6条 市長は、次条の推薦があったものを推進会議の調査審議を経て、表彰の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により表彰を決定したものに対し、当該表彰にふさわしくないと認めたときは、表彰を取り消すことができる。

(被表彰候補者の推薦)

第7条 表彰の候補者として推薦をしようとするものは、毎年8月末までに別に定める表彰推薦書により、市長に推薦をするものとする。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

2 被表彰者の氏名及び事績は、第2条に規定する表彰の種類ごとに記録し、永年保存する。(追彰)

第9条 表彰を受けるべき者が、表彰前に死亡したときは、表彰状及び記念品をその遺族に贈り、追彰することができる。

(表彰の時期)

第10条 表彰は、毎年文化の日又はこれに近い日に行う。ただし、市長が特に必要と認めるときは、 この限りでない。

(会長及び副会長)

- 第11条 推進会議に会長及び副会長を置く。
- 2 推進会議の会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。(会議)
- 第12条 推進会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。
- 2 推進会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (関係者の出席等)
- 第13条 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者その他参考人の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第14条 推進会議の庶務は、文化芸術振興主管課において処理する。

(その他)

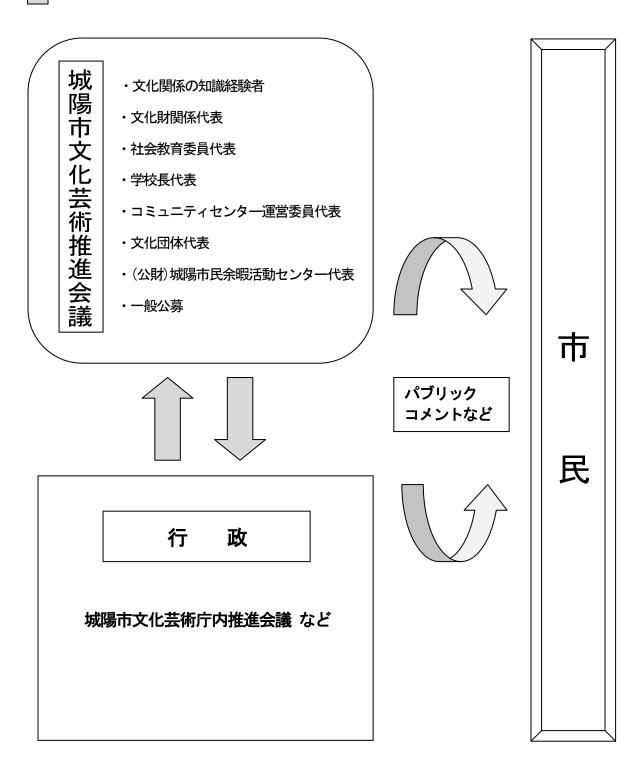
第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この規則は、平成18年(2006年)4月1日から施行する。

- 附 則(平成19年(2007年)3月30日規則第9号)
 - この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成20年(2008年)4月1日規則第15号)
 - この規則は、公布の日から施行する。

3 城陽市文化芸術振興計画策定体制・推進体制



4 城陽市文化芸術振興計画策定経過

年	月日	内 容
平成 18 年	5月17日	城陽市文化芸術推進会議委員委嘱書交付式 第1回城陽市文化芸術推進会議
	7月20日 ~ 7月25日	第1回関係各課ヒアリング調査(文化芸術に関わる事業について)
	8月9日	城陽市文化芸術振興計画第1回庁内検討委員会
	8月30日	第2回城陽市文化芸術推進会議(骨子案について検討)
	10月5日	城陽市文化芸術振興計画第2回庁内検討委員会
	10月25日	第3回城陽市文化芸術推進会議(素案 第1編総論について検討)
	11月7日 ~ 11月9日	第2回関係各課ヒアリング調査(文化芸術に関わる事業の方向性について)
	12月12日	城陽市文化芸術振興計画第3回庁内検討委員会
	1月10日	第4回城陽市文化芸術推進会議(素案 第2編施策の展開について検討)
平成 19 年	1月21日 ~ 2月5日	パブリックコメント実施(素案について意見聴取)
	3月23日	第5回城陽市文化芸術推進会議(計画案について検討)
平成 23 年	12月1日	第3回城陽市文化芸術推進会議(中間見直しについて検討)
平成 24 年	4月24日	第1回城陽市文化芸術推進会議(中間見直しについて)

5 城陽市文化芸術推進会議委員名簿

【城陽市文化芸術推進会議委員】

(敬称略、委員は50音順)

役 職	氏 名	所属等
会 長	河 原 正 彦	文化関係の知識経験者
副会長	瀧口宣男	社会教育委員代表
委員	伊 部 一 郎	コミュニティセンター運営委員代表
委 員	大 町 隆	文化財関係代表
委員	奥 田 正 行	文化団体団表
委員	中岡文枝	一般公募
委員	橋 本 伸 也	学校長代表
委員	本 田 義 藏	(公財) 城陽市民余暇活動センター代表
委員	吉田栄子	一般公募
委員	吉田喜内	文化関係の知識経験者

【城陽市文化芸術庁内推進会議委員】

(敬称略)

役 職	氏 名	所属等
委員	薮 内 孝 次	市長公室次長
委員	上 羽 雅 洋	行政改革推進課長
委員	荒 木 正 人	市長公室次長
委員	角 田 勤	総務部次長
委員	加納宏二	市民経済環境部次長
委員	植木京子	福祉保健部次長
委 員	河 合 寿 彦	福祉保健部次長
委員	松本雅彦	まちづくり推進部次長
委員	中井康彦	教育部長
委員	谷 口 勝 重	教育部次長
委員	下 岡 雅 昭	教育部次長
委員	藤本隆	文化体育振興課長

6 城陽市指定等文化財一覧

【国指定・登録文化財】

区分	名 称	所 在 地	指定登録年月日
国指定史跡	正道官衙遺跡	寺田正道	昭和49. 9.12
	 平川廃寺跡 	平川古宮	昭和50.11.25
	森山遺跡	富野森山	昭和53. 2. 8
	久津川車塚・丸塚古墳	平川車塚	昭和54. 1.19
	芝ヶ原古墳	寺田大谷	平成元. 9. 6
	久世廃寺跡	久世芝ヶ原	平成19.12.3
重要文化財	久世神社本殿 一棟	久世芝ヶ原	明治39. 4.14
	水度神社本殿 一棟	寺田水度坂	明治39. 4.14 昭和61.12.20
	荒見神社本殿 一棟	富野荒見田	明治39. 4.14 昭和61.12.20
	木造薬師如来立像 一躯 (阿弥陀寺)	枇杷庄大堀	昭和30. 2. 2
	京都府芝ヶ原古墳出土品 一括	寺田今堀	平成 2. 6.29
	木造阿弥陀如来立像 一躯 (極楽寺)	富野南垣内	平成16. 6. 8
登録有形文化財	近藤家住宅 主家・離れ座敷	寺田乾出北	平成14. 2.14
	堀家住宅 主家・離れ座敷 乾蔵・古蔵・東蔵 南蔵及び南蔵座敷 長屋門	寺田中大小	平成23. 7.25

【府指定·登録文化財】

区	分	名 称	所 在 地	指定登録年月日
京都府指:	定	木造地蔵菩薩坐像 一躯 (念仏寺)	寺田北東西	昭和60. 5.15
京都府登録	境内環境 保全地区	旦椋神社本殿 一棟	観音堂甲畑	昭和58. 4.15
		天満神社本殿 一棟	市辺城下	昭和58. 4.15
		荒見神社境内社 御霊社	富野荒見田	昭和59. 4.14
		平井神社本殿 末社若宮八幡社本殿 鳥居 一基	平川東垣外	昭和62. 4.15
		旅籠松屋関係資料	長池北清水	昭和62. 4.15
		おかげ踊図絵馬 一面 (水度神社)	寺田水度坂	平成11. 3.19
		おかげ踊図絵馬 一面 (中天満神社)	中黒土	平成11. 3.19

【市指定文化財】

分 野	名 称	所 在 地	指定登録年月日
建造物	天満宮社本殿 一棟 (枇杷庄)	枇杷庄大堀	昭和63. 4.15
	三縁寺大門 一棟	寺田中大小	昭和63. 4.15
	宝篋印塔 五基 (深広寺)	奈島久保野	平成 3. 4.15
	荒見神社 神門・透垣・中門 三棟	富野荒見田	平成11. 4. 1
	水主神社本殿 一棟	水主宮馬場	平成13. 4. 1
彫刻	木造天部半跏像 一躯 (万福寺)	久世南垣内	昭和63. 4.15
	木造天部形立像 一躯 (長光寺)	寺田北東西	平成元. 4.15
	脱活乾漆造菩薩形立像 一躯 (三縁寺)	寺田中大小	平成 3. 4.15
	木造阿弥陀如来坐像 一躯 (阿弥陀寺)	枇杷庄大堀	平成 6. 4. 1
	木造大将軍神像 十九躯 (旦椋神社)	山城町上狛千両岩 (山城郷土資料館寄託)	平成 7. 3.15
	木造阿弥陀如来立像 一躯 (長光寺)	寺田北東西	平成 8. 3.15
	木造阿弥陀如来立像 一躯 (念仏寺)	寺田北東西	平成 8. 3.15
	木造阿弥陀如来立像 一躯 (念仏寺)	寺田北東西	平成10. 4. 1
	木造阿弥陀如来立像 一躯 (長光寺)	寺田北東西	平成12. 4. 1
	木造阿弥陀如来立像 一躯 (正行寺)	富野堀口	平成13. 4. 1

【市指定文化財】

分 野	名 称	所 在 地	指定登録年月日
工芸品	鉄湯釜 一口 (水度神社)	寺田水度坂	平成元. 4.15
	虎図蒔絵絵馬 一面 (森山地蔵堂)	寺田今堀 (歴史民俗資料館寄託)	平成16. 4. 1
古文書	谷口家文書 百二十六点	寺田今堀 (歴史民俗資料館寄託)	昭和62. 4.21
	上田氏旧記 一点	寺田北東西	平成 2. 4.15
	家造作願書 一巻 (上田直彦)	久世南垣内	平成18. 9. 1
考古資料	芝ヶ原11号墳出土品 一括	寺田今堀	平成11. 4. 1
	上大谷古墳群出土銅鏡 三面	寺田今堀	平成14. 4. 1
	黒土 1号墳出土品 一括	上津屋境端 (文化財資料室)	平成20. 4. 1
	平川廃寺出土塑像一括 (158点)	上津屋境端 (文化財資料室)	平成23. 3. 1
歴史資料	中島家資料 二千四百三十五点	寺田今堀 (歴史民俗資料館寄託)	平成 4. 4.15
	大般若経全六〇一巻 経箱七箱 (水度神社)	寺田今堀 (歴史民俗資料館寄託)	平成15. 4. 1
民俗文化財	枇杷庄オンマカ風呂及び 関連資料 一括	寺田大畔	平成 4. 4.15
	初寅の山の神まつり (中自治会)	中地区	平成10. 4. 1
史跡	芭蕉塚古墳	平川茶屋裏	昭和62. 4.21
	上大谷古墳群 十基 附 移築17号墳横穴式石室	久世上大谷	平成 2. 4.15
	黒土 1号墳 一基 (中天満神社境内)	中黒土	平成17. 4. 1

7 城陽市の各神社の秋まつり

祭りは地域によって3日以上に及ぶ地域や1日だけで終わる地域もあります。一般的には、オイデ (神幸祭)の日に神を神社から集落内のオタビ(お旅所)へ迎え、次の日のヨミヤ(菅宮)の晩に人々 がオタビの神に参拝、翌日のマツリ(遺幸祭)で神に再び神社に送るという場合が多いようです。

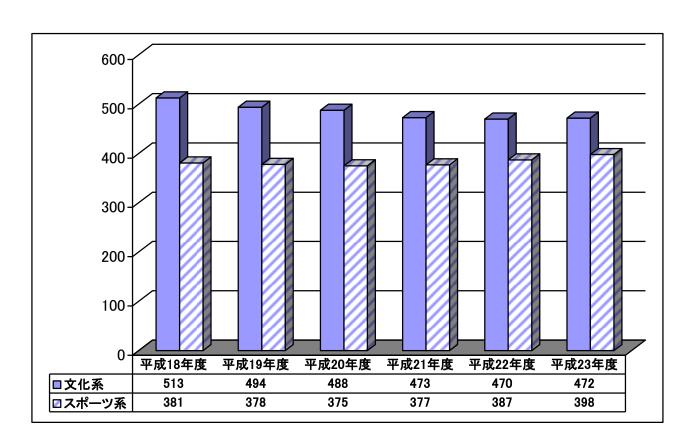
神社	内 容
久世神社(久世)	10月5日オイデの夕方、本殿から移された神の入った唐櫃をかついだ行列がオタ ビに到着する少し前に、オタビの広場に積み上げられた高さ5~6mの薪に火が つけられます。点火の火は、神社の灯明から移し運ばれた神の火で、この大篝火で 身体を温めると風邪をひかないといいます。6日ヨミヤの晩も大篝火は燃やされま す。7日のマツリの夕方には、神は行列により神社へと送られます。
平井神社(平川)	まつりの日程は毎年同じ日でしたが、現在は体育の日の関係で毎年オイデ、ヨミヤ、マツリの日が変わります。 神輿は拝殿にまつられますが巡行はなく、それに替わってたくさんのこども神輿が地域を練り歩きます。
水度神社(寺田)	9月30日オイデの神の迎えは、オタビから行列により子ども神輿を中心に、祭具などの順番や分担が決まっている整然とした行列で行われます。10月1日ヨミヤの夜は、オタビの神前で藁支が鉄湯釜の湯を笹によって参拝者に振りまかれ、安全を祈る「湯立て神事」が行われます。2日のマツリは、神は行列により神社へと送られます。
水主神社(水主)	まつりは10月の第1日曜日とされ、神輿の巡行も行われています。祭神は、10座の神で非常に多いのが特色です。「延喜式神名・帳」の別項には、水主神社は祈雨の神でもあると記されています。また、境内にある樺井月神社では、毎年2月20日(今は日曜日)に「牛馬除疫祈祷大祭」が行われます。この日は水主の「春まつり」でもあり、その年の豊作と牛馬の安全が祈られます。また、衣縫神社では、4月29日に祭りがあります。裁縫の神として信仰をあつめ、祭礼には裁縫関係者が多く参列し、供養は境内の石の針塚で行われます。

神社	内容
煮豆 . 荒見神社	10月1日オイデの日に本殿からオタビの神輿へ神うつしが行われます。4日のヨミ
(富野・長池)	ヤの夜は、巫女の神楽も奉納されます。5日はマツリで神の乗った神輿が担がれ、
	神に秋の稔りを見てもらうための巡行をしてきたが、担い手の減少により、こども
	神輿が出るようになりました。
まさくら 旦 椋神社(観音堂)	10月3日がオイデで4日がヨミヤ、5日がマツリです。秋まつりの前に、当番町の
	人が太くて長い縄をあみ、中央部を大きくして3本の御幣をつけ、鳥居の前の2本
	の木に取り付けます。この [*] 勧請縄は、境界の内外を明示する意味があります。観
	音堂の場合には山崩れによる土砂流防止祈願のためともいい、古くから続けられて
	いるそうです。
天満宮社(枇杷庄)	まつりの日程は毎年同じ日でしたが、現在は体育の日の関係で毎年オイデ、ヨミヤ、
	マツリの日が変わります。本神輿に替わり、こども神輿が巡行しています。
天満神社(中)	10月15日がヨミヤ、翌16日がマツリです。ヨミヤに先立ち、当番の人々によって
	境内に提灯が建てられます。この神社には神輿はなかったのですが、こども神輿の
	巡行が行われるようになりました。
賀茂神社(奈島)	10月14日がオイデで15日がヨミヤ、16日がマツリです。14日と15日の神事は、
	いずれも午前0時という深夜に行われるのが特色です。「神まつりは暗闇で厳粛に
	行うもの」という昔の考えが守られているようです。神輿はなかったのですが、こ
	ども神輿が巡行しています。
松本神社(奈島)	木津川水運の守り神で、松本神社の氏子は賀茂神社の氏子でもあり、秋まつりの日
	程も同じです。
	 この神社の祭神は、菅原道真です。 10 月 15 日がヨミヤで 16 日がマツリです。 神輿
	は昔なかったようですが、こども神輿が巡行しています。
	「春まつり」が4月8日に行われています。
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

8 城陽市社会教育関係団体数の推移

【社会教育関係団体登録数の推移】

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
8 9 4	872	863	850	8 5 7	8 7 0



9 城陽市文化施設等一覧

【文化パルク城陽】

名 称	所在地	連絡先
文化パルク城陽 (http://www.city.joyo.kyoto.jp/parc/)		Tel:0774-55-1010 Fax:0774-58-2144
城陽市立図書館 (http://library.city.joyo.kyoto.jp/)	〒610-0121	プラネタリウム Tel:0774-55-7667
	城陽市寺田今堀 1	プレイルーム Tel:0774-55-1900
		Tel:0774-53-4000
城陽市歴史民俗資料館		Tel:0774-55-7611

【コミュニティセンター・公民館】

名 称	所在地	連絡先
北部コミュニティセンター (北公民館)	〒610-0101 城陽市平川広田 67	Tel:0774-55-1001
東部コミュニティセンター	〒610-0121 城陽市寺田正道 152	Tel:0774-55-7858
南部コミュニティセンター (働く女性の家、コミュニティ防災センター)	〒610-0111 城陽市富野東田部 70-1	Tel:0774-55-1002
今池コミュニティセンター	〒610-0117 城陽市枇杷庄知原 15-1	Tel:0774-56-0525
青谷コミュニティセンター	〒610-0114 城陽市市辺五島 7-1	Tel:0774-53-8273
寺田コミュニティセンター (文化パルク城陽内)	〒610-0121 城陽市寺田今堀 1	Tel:0774-55-0010
久津川公民館	〒610-0101 城陽市平川野原 88-1	Tel:0774-54-1266
富野公民館	〒610-0111 城陽市富野堀口 2-1	Tel:0774-55-3030

【地域交流室】

名 称	所在地	連絡先	
深谷小学校地域交流室	〒610-0121 城陽市寺田深谷 111-2 (深谷小学校北校舎 2 階)	(利用申込先) Tel:0774-52-7827	

【ぱれっとJOYO】

名 称	所在地	連絡先	
男女共同参画支援センター (ぱれっとJOYO)	〒610-0121 城陽市寺田林ノロ 11-114	Tel:0774-54-7545	

10 城陽市文化施設利用状況

【文化パルク城陽】

図書館

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者総数	464, 917	462, 677	464, 906	452, 906	450, 834	418, 656
開館日数	278	279	278	279	279	278
一日平均	1, 672	1, 658	1, 672	1, 618	1, 616	1, 506

歴史民俗資料館

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者総数	5, 639	13, 470	12, 490	12, 773	12, 793	16, 172
開館日数	242	284	293	293	270	290
一日平均	23	47	43	44	47	56

プラネタリウム

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者総数	19, 858	17, 880	20, 835	16, 914	19, 290	20, 655
開館日数	222	229	226	223	233	223
一日平均	89	78	92	83	83	93

プレイルーム

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者総数	115, 830	107, 540	106, 160	95, 570	99, 835	100, 780
開館日数	293	294	293	293	293	294
一日平均	395	366	362	326	341	343

プラムホール

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者総数	101, 559	92, 498	102, 491	89, 931	102, 518	107, 683
開館日数	293	294	293	293	293	294
一日平均	347	315	350	307	350	366

その他

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者総数	408, 275	410, 707	393, 811	414, 766	395, 838	385, 233
開館日数	293	294	293	293	293	294
一日平均	1, 393	1, 397	1, 344	1, 416	1, 351	1, 310

【コミュニティセンター・公民館】

北部コミュニティセンター(北公民館)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者総数	78, 822	85, 203	83, 143	86, 629	87, 793	81, 901
開館日数	299	302	301	299	300	299
一日平均	264	282	276	290	293	274

東部コミュニティセンター

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者総数	111, 703	118, 146	121, 820	122, 316	124, 877	117, 784
開館日数	299	302	301	299	300	299
一日平均	374	391	405	409	416	394

南部コミュニティセンター

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者総数	70, 721	75, 572	78, 612	84, 658	80, 018	76, 293
開館日数	299	302	301	299	300	299
一日平均	237	250	261	283	267	255

今池コミュニティセンター

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者総数	27, 322	31, 503	31, 884	32, 214	33, 379	31, 698
開館日数	299	302	301	299	300	299
一日平均	94	104	106	108	111	106

青谷コミュニティセンター

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者総数	33, 216	34, 708	39, 094	40, 620	41, 702	39, 700
開館日数	299	302	301	299	300	299
一日平均	111	115	130	136	139	133

寺田コミュニティセンター

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者総数	60, 659	62, 714	57, 089	58, 238	59, 246	56, 529
開館日数	293	294	293	293	293	294
一日平均	207	213	195	199	202	192

久津川公民館

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者総数	7, 508	8, 402	7, 834	7, 931	7, 374	7, 206
開館日数	359	360	359	359	359	360
一日平均	21	23	22	22	21	20

富野公民館

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者総数	6, 646	6, 312	5, 987	5, 496	5, 210	5, 108
開館日数	359	360	359	359	359	360
一日平均	19	18	17	15	15	14

11 用語解説

用語	解 説
A E T (アシスタン ト・イングリッシュ・ ティーチャー)	Assistant English Teacher の略。小学校や中学校などで英語の授業の助けをするネイティブスピーカーのこと。文部科学省では「英語指導助手」の呼称が用いられるが、募集等は自治体が行っているケースが多い。現在城陽市で活動しているAETは京都府からの派遣。
おかげ踊り	幕末に数年おきにあった伊勢神宮への集団参拝(おかげ参り)の後によく見られた とされる踊り。伊勢神宮のお札が降ったとして踊られた「ええじゃないか」踊りに 影響を与えたとも「ええじゃないか」踊りと同じとも言われる。全国各地に見られ るが、城陽市では寺田や青谷近辺で昭和の初め頃まで行事ごとに踊られていたよう である。現在は「おかげ踊り保存会」により復活・伝承されている。
環境家計簿	毎日の生活の中で環境に関係する出来事や行動を家計簿のように記録し、家庭でどんな環境負荷が発生しているかを家計の収支計算のように行うもの。とくに決まった形式はないが、毎月使用する電気、ガス、水道、ガソリン、燃えるごみなどの量に二酸化炭素(CO2)を出す係数を掛けて、その家庭でのCO2排出量を計算する形式のものが多い。
共生意識	本計画では、市民が互いに自分と相手との違いを認め、その上で共に生きる意識や、 自然との共存についての意識を指す。
協働	複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。コラボレーション、パートナーシップとも呼ばれる。まちづくりの取り組みには、市民を含めた各主体の協働が不可欠。
京都の自然200選	京都府が「京都府緑と文化の基金」(平成2年7月設立)を活用して、府内に所在する優れた自然環境を紹介し、これらをはじめとする自然環境の保全について、府民の関心を高める目的で実施した「京都の自然200選選定事業」によるもの。名称は「200選」だが、実際には植物、動物、地形・地質、歴史的自然環境の4部門・計202点である。いずれも市町村及び府民から推薦された自然環境について「京都の自然200選選定委員会」の審議を経て選定した。城陽市からは木津川右岸域など4点が選ばれている。
五里五里の里	城陽市のこと。京都市と奈良市の中間地点に当たることから、「京都から五里、奈 良から五里」の意で「五里五里」と呼ばれる。
左義長	小正月に行われる火祭りの行事。1月14日の夜または1月15日の朝に、刈り取り 跡の残る田などに長い竹を3、4本組んで立て、そこにその年飾った門松や注連飾 り、書き初めで書いたものを持ち寄って焼く。 日本全国で広く見られる習俗で地方によって呼び方が異なり、どんど、どんど焼き、 とんど(歳徳)焼き、どんと焼きなどとも言われる。 起源は諸説あるが、小正月に青竹を束ねて立ててその上で扇子や短冊などを焼いて その年の吉凶などを占った平安時代の宮中行事が原型であるとする説が有力。この 行事の際、毬杖(ぎっちょう)と呼ばれる桴(ばち)を3本結んだことから三毬杖 (さぎちょう)と呼ばれた。

用語	解説
史跡	元の用字は「史蹟」。歴史上の事件に関係のある場所・建物やその遺構のこと。
資源	人間の生活や産業等の諸活動のために利用可能なもののこと。 通常、「資源」というと石油などの天然資源を指すことが多いが、文化芸術の振興 においては、文化芸術を継承し、創造し、発展させるための人的資源・歴史的資源・ 地域資源なども含まれる。
姉妹都市	市民の文化交流や親善を目的とする都市間の結びつきのこと。友好都市とも言われる。
社会教育	社会において行われる教育のこと。本計画では学校教育と家庭教育を除いた教育を指す。図書館、美術館、博物館、公民館などが関係施設として挙げられる。
主体	本計画においては、「市民の健やかなこころ、豊かな文化をはぐくむまち」という 理念の実現のために主体的に行動する個人や団体等を指す。具体的には行政、市民、 文化芸術推進会議など。
生涯学習	人は、学校教育に限らず、社会や職場においても、また家庭に専業主婦としていても、また社会の第一線から退いても、継続して学習を通して自分を高めていくことが不可欠であるという考え方。ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)のポール・ラングランが 1965 年に初めて提唱した。日本では平成2年(1990年)に施行された「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法則」(生涯学習振興法)において、国及び地方公共団体が生涯学習の振興に寄与するよう定められている。
城陽市文化芸術推進 会議	城陽市における文化芸術の推進に関する調査審議を行うため設置された会議。文化 関係の知識経験者や一般公募などの民間の委員 10 名で構成される。委員は前述の 調査審議のほか、市、市民及び文化団体等が担う文化芸術の推進に関する事項につ いて、市長に意見を述べることができる。
伝承遊び	比較的古くから伝わっている遊び。地域や季節によって異なる。代表的なものにビー玉、あやとり、独楽回し、お手玉などがある。
都市緑化月間(国土交通省)	国・地方公共団体を中心とした住民参加による緑豊かな美しいまちづくりを展開する目的で、国土交通省が昭和50年(1975年)に定めたもの。毎年10月1日から10月31日に、各地で様々なイベントが行われる。
ノーマライゼーション	「障がい者と健常者が分け隔てなく共に共存できるような社会こそがノーマルな 状態である」という考え方をもとに、このような社会を実現しようとする取り組み のこと。
パブリックコメント	行政機関が政策の立案等を行おうとするときにその案を公表し、広く公(=パブリック)に、意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続きのこと。
バリアフリー	障がい者や高齢者等の社会生活弱者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、もしくは具体的に障害を取り除いた状態。一般的には障がい者が利用する上での障壁が取り除かれた状態として広く使われている。

用語	解説
文化芸術振興基本法(文部科学省)	平成13年(2001年)に施行された、文化芸術の振興についての国の姿勢を示した 法律。文化芸術についての法律としては日本で初めて制定されたものである。 国や自治体が文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図ることで、心豊か な国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的としている。
文化芸術の振興に関する基本的な方針 (文部科学省)	平成 14 年 (2002 年) 12 月に閣議決定。文化芸術振興基本法の規定に基づき、施行後おおむね5年間を見通し、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るために定められたもの。様々な情勢の変化や施策の効果に関する評価を踏まえて柔軟に適切に見直しを行うとしている。
文化財・文化遺産	文化財は、人類の文化、歴史、学術などの立場から見た場合に価値をもち、保存を必要とする有形・無形の遺産全般を指す用語。一般には国又は地方公共団体の指定文化財を指すことが多いが、未指定の文化財の中にも貴重なものは多数ある。文化遺産は文化財とほぼ同義であるが、世界遺産条約では、文化遺産とは「記念碑」「建築物群」「遺跡」のいずれかであると定義されている。
文化財保護法	日本における文化財を保存し、活用し、国民の文化的向上を目的として昭和25年(1950年)に制定された法律。昭和24年(1949年)に法隆寺(奈良県生駒郡斑鳩町)の金堂が火災により炎上し、建物とともに壁画も失われた事件がきっかけで制定された。平成17年(2005年)4月の一部改正で、保護対象に「文化的景観」が加わった。
文化的景観	人間の営みと自然との結合の所産として、平成4年(1992年)に世界遺産委員会で導入された考え方。日本では「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」(文化財保護法第二条第1項第五号)とされている。具体的には棚田、里山などの景観、日本の原風景を指す。文化庁では文化的景観の保存・活用事業を実施しており、国の「文化的景観の保存・整備に関する検討委員会」が第二次調査で対象とした502の地域に、城陽市にある木津川流域の島畑が含まれている。
文化力	「文化の力で日本の社会を元気にしよう」という河合隼雄前文化庁長官の構想に基づき、各地域の「文化力」(文化の持つ、人々に元気を与え地域社会全体を活性化させて、魅力ある社会作りを推進する力)を盛り上げ、社会全体を元気にしていくためのプロジェクト(関西元気文化圏、九州・沖縄から文化力プロジェクト、丸の内元気文化プロジェクト)が推進されている。
放課後子ども教室	平成19年度に創設された、平日の放課後や土日の児童を対象に「まなび」や「はぐくみ」のための活動を提供する事業。小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに行う学習やスポーツ・文化活動等の取り組みを支援するもの。
名木・古木(城陽市)	市民が日常的に緑と親しみ、緑の大切さを実感できる一つの象徴として、市内に 成育する地域の緑化のシンボルとなる樹木を認定したもの。平成10年から「市民 みんなの財産として後世に残していきたい、緑化のシンボルとなるような樹木」 を市民から募集するなどの取り組みを始め、平成12年度に「城陽市名木・古木選 定委員会」で検討し、最終選定されたものである。

城陽市文化芸術振興計画

発行: 平成24年(2012年)12月

編集: 城陽市教育委員会事務局 文化体育振興課

〒610-0121 京都府城陽市寺田樋尻 45 番地の 26

(TEL) 0774–56–4047 (FAX) 0774–56–0801

(E-mail) buntai@city.joyo.lg.jp

(URL) http://www.city.joyo.kyoto.jp/